

(案)

くまもと未来づくりスタートアップ補助金 Q & A

令和8年（2026年）2月

令和8年度（2026年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金 <Q & A>

＜◆共通＞

種類	質問	回答
手続き	① 事業計画段階で、事業にかかる費用を算定する際、根拠資料が必要ですか。	金額の算定の妥当性や誤りがないかどうかを確認するため、特に、10万円以上の備品購入、業務委託等については根拠資料を求める場合がありますので、見積書やカタログの写しなどを準備しておいてください。
	② 事業計画や申請段階では、消費税等仕入控除税額が分からぬ場合はどうすればいいか。	消費税等仕入控除税額が明らかな場合は記入してください。
	③ 概算払いは認められますか。	本補助金は精算払いを原則としていますが、概算払いを受けなければ、支払い遅延その他補助事業の遂行に困難な事態が生じるなど、必要と認められる場合は概算払いを受けることができます。予めご相談ください。
	④ 交付決定後、事業を進めていく中で、事業内容を変更する必要が出てきました。このような場合、どうすればよいですか。	変更する事業に着手する前に必ず、地域振興局等にご相談ください。 事業の主要部分の変更又は補助対象経費の30パーセントを超える変更（経費節減による減額のみの場合も含みます。）については変更申請をしていただき、承認又は変更交付決定を受ける必要があります。 事前に相談をせずに事業内容を変更して実施した場合、補助金の交付を受けられない場合があります。
	⑤ 交付決定後、事業の実施方法（直接実施する事業を外部に委託）を変更することを考えています。変更申請は必要でしょうか。 (例：交付申請では直接実施することとしていたが、主要な部分を他に委託するよう変更)	「主要部分の変更」に該当しますので変更申請が必要です。変更する前に必ず、地域振興局等にご相談ください。 事前に相談をせずに事業内容を変更して実施した場合、補助金の交付を受けられない場合があります。
	⑥ 交付決定額を増額する変更は認められますか。	原則として認められませんので、当初の事業計画書作成段階において十分に検討のうえ提出してください。
	⑦ くまもと未来づくりスタートアップ補助金により取得した備品の管理に関する留意点を教えてください。	本事業で取得した備品は、申請団体の所有物になります。団体自らが管理台帳を作成し、「R8くまもと未来づくりスタートアップ補助金」により取得した旨の表記を行う等、私有物ではないことを徹底のうえ、本補助金の趣旨に従って管理してください。 また、処分に関して、備品の耐用年数の期間内は制限がかかります。詳しくは募集要項の「財産処分の制限について」を御覧ください。
	⑧ ハード事業で購入した10万円以上の備品は、原則として現地確認を行うとありますが、確認はどのように行われるのでしょうか。	ハードに該当する購入備品（1品の取得価格が10万円以上）がある場合は、日程を調整のうえ、現物確認をさせていただきます。なお、持ち運びができる備品については、広域本部又は振興局に持ち込んでいただき確認をさせていただくことも可能です。
	⑨ 証拠書類は何年間保管すればよいですか。	最低5年間保管する必要がありますが、備品を取得した場合は、「財産処分の制限期間」又は「5年」のいずれか長い方となります。「財産処分の制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間です。

種類	質問	回答
手続き	⑩ 申請書や請求書等に、押印は必要ないですか。	押印は必要ありません。ただし、委任状については、作成者が法人の場合は現行どおり記名押印が必要です。なお、作成者が法人以外の場合は自署又は記名押印が必要となります。 *押印の省略を義務づけるものではありませんので、押印してある書類でも受付けていただいて構いません。
	⑪ 補助を受けた事業であることをチラシ等に表示する必要がありますか。	事業の実施にあたり作成するチラシやポスター、ホームページ、プログラム、看板、SNS投稿、新聞等広告などへの各種媒体において、補助金を活用した事業である旨を表示してください。 なお、表示欄の制約などにより、表示することが難しい場合は、作成する媒体の一部については、記載を省略しても構いません。 また、記載例を募集要項に載せていますが、「スタートアップ補助金」など補助金の名称を省略することは出来ません。
事業実施者	① 株式会社や有限会社は対象になりますか。	会社法第2条に定める会社（会社法施行前の有限会社を含む）は事業実施者にはなりません。
補助対象事業	① 交付要項第3条に、「国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること」となっていますが、関係団体からの補助金等とはどのようなものを指すのでしょうか。	県や国からの出資金を原資に事業を行っているものを指します。例えば、県の出資による「公益信託くまもと21ファンド（窓口：三井住友信託銀行）」や、国、県の出資による「水俣・芦北地域振興事業助成金（公益財団法人水俣・芦北地域振興財団）」などが該当します。 なお、宝くじの収益金で事業を行っている「市町村振興事業補助金（公益財団法人熊本県市町村振興協会）」や、totoの収益金で事業を行っている「スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」は、関係団体の補助金等には該当しません。
補助対象経費	① 交付決定前に事業を開始することは可能でしょうか。	交付決定より前に事業に着手することはできません。 ただし、令和7年度に「くまもと未来づくりスタートアップ補助金」の交付を受けた事業については、承認申請書を提出し、承認を受けた場合は、以降、事業に着手することができます。
	② 採択の内示を受けたので、事業を始めてよいですか。	内示を受けただけでは、事業に着手することはできません。 まず、内示後に交付申請をしていただき、その申請をもとに県が交付決定を行いますので、事業の開始（着手）はこの交付決定日以降となります。
	③ 消耗品を購入しようと考でていますが、交付決定日より前に発注したものは対象外となるのでしょうか。	発注行為は、事業に着手する意思を持って行われるもの（契約の申込み行為）であることから、事業に着手したとみなしますので、交付決定日より前であれば補助対象外となります。 なお、事業計画書等の経費を算定するために事前に見積書を取る行為は事前着手にあたりません。
	④ 事業で使用する団体所有の電話代や、個人所有の自動車へのガソリン代は認められますか。	団体の通常業務にかかる経費や、個人が払うべき支出と区別がつけられない経費は認められません。 ただし、事業実施専用に新たにリースした電話や車両にかかる経費は、事業用として明確に管理すれば補助対象経費となります。 また、個人所有の自動車については、団体で交通費の規程（距離に応じた費用弁償費の単価やその確認方法）を設け、規程に基づいて支払い、証拠書類で説明できる場合は、補助対象経費となります。

種類	質問	回答
補助対象経費	⑤ 事業実施者である団体の構成員に対する謝金や日当は補助対象経費として認められますか。	地域団体等が地域の維持・発展のために自主的に取り組む事業に対して補助を行うものであるため、事業実施者若しくはそれを構成する者に対する謝金や日当は認められません。
	⑥ 事業で宿泊する場合の費用(宿泊費(夕食・朝食含む))は補助対象経費として認められますか。	事業実施につき宿泊が必須となる場合は、宿泊費が認められますが、飲食に要する経費は認められません。 夕食代や朝食代等を抜いた「素泊まり」の費用が補助対象経費です。
	⑦ 事業で雇用する場合に、人件費は対象となりますか。	事業実施者若しくはそれを構成する者に対する人件費、また、補助金交付決定以前から雇用している者の人件費や、団体の組織・施設の運営に係る人件費は対象外ですが、事業実施に必要不可欠な人員を雇用する場合には、補助対象期間内に限って人件費を対象とすることは可能です。 ただし、内容及び金額の妥当性などを確認したうえで、必要最小限のもの（例：空き家調査員の人件費や、イベント開催当日のアルバイト等）を対象とします。
	⑧ 事業で人を雇用した場合、どんな書類が実績報告で必要になりますか。	人を雇用した証明として、勤務実態及び給与の支払い状況を把握するための書類が必要となります。賃金台帳(無い場合は給与明細など)及び出勤簿(無い場合はタイムカードなど労働日、時間が確認できるもの)を実績報告で提出してください。
	⑨ 事業の支払いに生じたポイントの取扱いはどうなりますか。	補助金を使用し、別の利益を得る行為であるため、仮に支払いにポイントが付与された場合は、補助対象経費から控除します。支払い時にポイントがつかないように(ポイントカードの提示をしないように)してください。
	⑩ イベント等での賞金(商品券等の金券含む)や記念品は、対象経費となりますか。	賞金や記念品は、対象とはなりません。
	⑪ I C Tを活用した取組みの補助対象経費について教えてください。	目的実現のために必要な事業実施にかかる以下の費用が対象になります。 なお、単にホームページを作成する事業では、I C Tを活用した取組みとはなりません。 <ul style="list-style-type: none">・取組みの遂行に必要不可欠な情報システムの開発・試行等に要する経費・取組みの遂行に必要不可欠なソフトウェアの購入等に要する経費・情報通信システム開発に必要不可欠な消耗品等

種類	質問	回答
補助対象経費	<p>⑫募集要項中の「自己資金が50万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、50万円を限度に事業収入を自己資金扱いできる場合がある」とは、具体的にどのようなことですか。</p>	<p>原則、事業収入がある場合は、補助対象経費から事業収入を控除し、控除後の補助対象経費に補助率を乗じて得た額が補助金となります。財政規模が小規模な団体であっても地域づくり活動に取り組むことができるものです。</p> <p>※自己資金とは、自らが準備できる全ての資金（団体構成員からの会費、市町村からの補助、協賛金・寄付金等も含む）のこと、事業収入（入場料、出展料、参加料、売上金等）を自己資金扱いした場合の補助上限額は次のようにになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率1/2の事業の場合・・・補助上限額 50万円 補助率2/3の事業の場合・・・補助上限額100万円 <p>この場合、事業計画書に説明書を添付してください。</p> <p>【計算例】</p> <p>※自己資金が50万円に満たないため、事業収入を自己資金扱いとした例。</p> <p>■ (補助対象経費 125万円 - 事業収入 25万円) × 補助率 1/2 = 補助額 50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助対象経費 125万円 ②自己資金 35万円 (内訳) ア 団体構成員からの会費等 10万円 イ 市町村からの補助 20万円 ウ 協賛金・寄付金 5万円 15万円の不足 ③事業収入 40万円 (うち15万円を自己資金、残り25万円は対象経費から控除) ④補助金 50万円 (補助率1/2) <p>【説明図】</p> <p>合計で50万円を限度に、事業収入から自己資金へ算入できる額は15万円 (50万円 - 35万円)</p>
補助下限額	<p>①下限額について、知事がやむを得ない事情があると認める場合にあってはこの限りではない。となっているが、「やむを得ない事情」とは、どういうことを想定していますか。</p>	<p>巨大地震の発生や、大規模な自然災害が起ったときなどを想定しています。</p>

令和8年度（2026年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金 <Q & A>

＜◆一般枠＞

種類	質問	回答
補助対象事業	① 興業を目的とした事業は補助対象となりますか。	当該補助金は、地域団体等による主体的な地域づくり活動を支援するものであり、興業を目的とする事業は、地域団体等が主体となった地域づくり活動ではないと考えられるため、補助対象とはなりません。
補助対象経費	① 補助対象となる経費とは、具体的にどのようなものですか。	<p>例えば、次のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が、将来地域づくりの担い手となる地域おこし協力隊の定住支援を目的として開催するワークショップやセミナー等に係る経費（会場使用料、講師への謝金等） 学生を対象に地域の魅力や課題を伝える体験学習やワークショップ等を開催するために必要な経費（会場使用料、講師への謝金、資材費等） 地域資源を洗い出すためオンライン会議を行い、現地に実際に行き写真撮影し年間暦としてポスターにまとめ、地域内外へ情報発信するために係る経費（オンライン会議機材レンタル費用、ポスター作製費、広告宣伝費など） 地域住民を巻き込んで、地域の宝をSNSで投稿するため、SNSの研修を行うために係る経費（会場使用料、講師謝金など）
	② 地域おこし協力隊の通常の活動経費は対象となりますか。	地域おこし協力隊の通常の活動経費（特別交付税の措置を受けるもの）は対象なりません。
	③ 地域住民による演劇発表会やその地域で撮影される映画製作については対象となりますか。	単なる発表会や商業ベースの映画製作は対象となりませんが、作品を創り上げていく中で地域の子どもたちを含めたワークショップを開催するなど、文化活動を切り口とした地域づくりの将来の担い手育成等、地域活性化につながる取組みと認められる場合は対象となります。
	④ イベントでの景品（コンテストの入賞者に対する景品、来場者への抽選によるプレゼント等）や、参加者に配布するノベルティグッズは補助対象となりますか。	賞金（商品券等の金券含む）は対象となりませんが、例えば、地元の特産品をPRするために景品として配布したり、フットパス等の取組みをPRするためにノベルティグッズを作成して配布するなど、交流人口の拡大促進による地域活性化に必要と認められるものについては、対象となります。

令和8年度（2026年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金 <Q & A>

＜◆復興枠＞

種類	質問	回答
事業実施者	① 被災市町村や被災市町村に拠点を置く団体しか申請できませんか。	例えば、被災地域の特産品を被災地域以外で展示・広報する等、令和2年7月豪雨や令和7年8月豪雨からの復興に資する地域づくりの取組みであれば対象となります。
補助対象事業	① 興業を目的とした事業は補助対象となりますか。	当該補助金は、地域団体等による自主的な地域づくり活動を支援するものであり、興業を目的とする事業は、地域団体等が主体となった地域づくり活動ではないと考えられるため、補助対象とはなりません。
	② 豪雨からの復興に向け、地域を盛り上げるため、今年度のみのイベントを実施したいのですが、対象となりますか。	今年度のみ実施する単発のイベントも対象となります。
補助対象経費	① イベントでの景品（コンテストの入賞者に対する景品、来場者への抽選によるプレゼント等）や、参加者に配布するノベルティグッズは補助対象となりますか。	賞金（商品券等の金券含む）は対象となりませんが、例えば、地元の特産品をPRするために景品として配布したり、フットバス等の取組みをPRするためにノベルティグッズを作成して配布するなど、被災地域の振興に必要と認められるものについては、対象となります。

＜◆地域未来枠＞

種類	質問	回答
補助対象経費	① 補助対象となる調査や計画策定、実証実験等に係る経費とは、具体的にどのようなものですか。	例えば、次のようなものが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・二地域居住の推進に向けた交流拠点の整備やコワーキングスペースの設置のための事前調査（二地域居住を検討している人や地元住民へのアンケート調査、候補地の選定に係る調査）に必要な経費及び、二地域居住の促進に係る計画策定の支援業務委託に係る経費等。 ・公共交通の利用者や利用予定者（地元住民、観光客等）へのアンケート調査や実態調査に係る費用及び、導入に向けた実証運航の費用や広告宣伝に必要な費用など。
	② 機材等の購入費は補助対象経費となりますか。	10万円以上の備品購入は対象とはなりません。